

イベントスペース 利用規約

1. 目的

この規約は、川崎アゼリア株式会社（以下「会社」という。）の所有するイベントスペースの使用に関しての方法、手続き等を定めるものとする。

2. 利用設備

このイベントスペースで利用できる場所は、「サンライト広場」、「スタジオアゼリア」、「東広場」、「南広場」の4箇所とする。

3. 利用の手続き

使用者は開催内容、及び運営概要を会社（営業事業部催事課）と事前に打合せの上、原則、使用日1ヶ月前までに会社宛に必要書類を届け出なければならない。

4. 使用料等

- ①使用者は別途料金表により定められた使用料金を支払わなければならない。
- ②前項の使用料金は会社の定めた方法により、支払期日を厳守の上、納入しなければならない。

5. キャンセル料

- ①使用者の都合により、施設等のキャンセルをする場合は次号に定めるキャンセル料を支払わなければならない。
 - (1) 使用日の1ヶ月前……利用料金の25%
 - (2) 使用日の2週間前……利用料金の50%
 - (3) 使用日の1週間前……利用料金の100%
- ②前項の(2)、または(3)の場合、特別な使用等により、機器、資材、スタッフ等を予約した時は、別途定めるキャンセル料を支払わなければならない。

6. 使用の制限

- ①このイベントスペースは来街者に映像放映、情報提供、展示、販促催事等のイベントによりアゼリア内で楽しんでいただく事を目的としており公序良俗に反するもの、内容が不適切と判断したもの等は使用を許可しない。
- ②イベント中の音量は、イベントスペース近隣のテナント及び来街者に迷惑をかけない範囲で行なわなければならない。

7. 使用者の厳守事項

使用者は使用にあたり、次の事項を厳守しなければならない。

- ①イベント開催に際し、会社に申し込むとともに、必要に応じて消防署及び警察署、保健所に催事届を届出なければならない。
- ②イベントの観客整理等、それに関わる設備及び警備は使用者側で用意しなければならない。とりわけ大規模なイベントの場合は、事前に会社（営業事業部催事課）と充分協議しなければならない。
- ③イベント終了後は速やかに撤収を心掛け、イベント施設を必ず復元（壁・床等）し、貸与した機器類を返却しなければならない。
なお、その際、機材が破損、紛失した場合は、別途追加費用を支払わなければならない。
- ④お客様が有効幅員5m部分（通路）に滞留しないよう使用者側で誘導しなければならない。
- ⑤使用者は契約に定められた区画を厳守し、いかなる理由があっても、商品、什器等を区画外に陳列、又は放置してはならない。
- ⑥会社の指示に従わない場合は、書面にて中止の旨を通知するものとし、使用者はそれに従わなければならない。
- ⑦その他、本規約に記載のない事項については、事前に会社と充分協議するものとする。

8. 規定違反

この使用規定に違反した場合は違約金を支払わなければならない。